

入 門 編

目 次

入 門 編

- 1 . 社会福祉法人の有り様と会計
 - 1 . 社会福祉法人制度の成り立ち 2
 - 2 . これからの社会福祉法人と会計 3
- 2 . 基本になる貸借対照表をまず理解しよう！
 - 1 . 会計の基礎は貸借対照表 4
 - 2 . 貸借対照表ってナニ？ 4
 - 3 . B / Sの仕組みはどうなっているか 6
 - 4 . B / Sを上下に切って、見る 8
- 3 . 会計は“ダム”である！
 - 1 . B / Sの変動 10
 - 2 . 取引によってB / Sがどう変動したか、もっとよく見てみよう .. 12
 - 3 . B / Sと収支計算書 14
 - 4 . 水の出入り勘定 16
- 4 . 収支計算書はなぜ2種類あるのか？
 - 1 . 収支計算書がなくても増減はわかる 18
 - 2 . 二つの収支計算書、各々の役割 19
 - 3 . 二つの収支計算書、同じところと違うところ 20
 - 4 . 減価償却費と引当金 21
- 5 . 財務三表の見方と財務管理
 - 1 . B / Sの見方 22
 - 2 . P / Lの見方 24
 - 3 . 資金収支計算書の見方 25
 - 4 . 財務管理 26
- 6 . 財務三表の様式と科目
 - 1 . B / Sの様式 28
 - 2 . 資金収支計算書の様式 30
 - 3 . P / L（事業活動収支計算書）の様式 31
 - 4 . 資金収支とP / L、様式の対比 32
 - 5 . B / S科目の説明 34
 - 6 . 資金収支とP / L、科目の説明 35

1. 社会福祉法人の有り様と会計

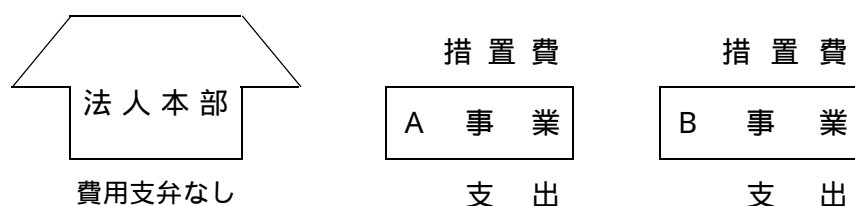
1. 社会福祉法人制度の成り立ち

児童福祉や障害者福祉といった社会福祉事業は、第2次大戦後にその骨格を形成してきました。そして昭和26年に現在の社会福祉法の前身である社会福祉事業法が制定されました。社会福祉法人は、この社会福祉法第22条において「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律に定めるところにより設立された法人をいう」と規定され、成立したものです。

昭和26年当時は、社会福祉法人は、社会事業家はその個人的資産を提供して設立し、その能力と責任によって運営がなされるものと考えられていたのですが、昭和40年代に措置委託制度が確立されました。

措置委託制度とは、いわゆる社会的弱者を行政がその責任において各種社会福祉施設に措置委託し、それら施設を運営する社会福祉法人は原則としてその受託拒絶が出来ないという制度です。この措置委託制度の下で社会福祉法人はその利用者を行政から割り当てられ、その事業のための費用も行政から措置費として支弁されてきました。

このような措置委託制度のもとでは、社会福祉法人は、その行う社会福祉事業については行政から支弁される措置費に前端的に依存することになります。このことは次のように図示することができますが、ここに過去の社会福祉法人の大きな特徴があります。



また、このような措置委託制度のもとでは、行政から支出された公費である措置費が、正しく目的どおりに支出されているかどうかに関心向けられます。そのようなことから会計についても、措置費として支出された資金の収支を明確にすることが要請されます。いわゆる「資金収支」の会計が重視されることになるのです。

社会福祉の歴史をひも解くと、実際には古代にさかのぼることができます。

日本国憲法89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」つまり「措置費」といっても社会福祉法人に対して支出すると、憲法違反となります。あくまで、行政が措置すべき事業の費用に充てるものとして支弁されるものです。

左の「資金収支」の会計のために昭和51年に制定されたのが「経理規程準則」です。

2. これからの社会福祉法人与会計

社会福祉サービスを利用する人と提供する施設の対等な関係を築くこと。施設の努力が法人経営に反映されること。それらのことを狙いとして従来の措置委託制度は大きく見直されることになりました。

平成12年4月には介護保険制度がスタートし、介護事業は従来の措置制度から保険制度に切り替わることになりました。制度上、利用者は自らの意思で利用施設を選択することができます。施設側から見れば、施設が選ばれる対象になったということです。そして平成15年からは、ほとんどの社会福祉施設がこのような契約制度に切り替わることとなります。

このような契約制度の下では、サービスの良い社会福祉法人には利用者が集中し、そのような法人では、集まった資金によってさらに良質なサービスを提供することも可能です。他方、人気のない施設には利用者が集まらないということもあり得るでしょう。

このような時代にあっては、会計も、単に資金の収支だけを見ている訳には行きません。収入がどうなっているのか、そして法人全体の資産や負債(今のところは「借金」と考えていただいて結構です)がどうなっているのか、経営のバランスはとれているのか。そのようなことを総合的に見ることのできる会計が必要とされます。

以上のことから、「会計基準」に基づく現在の社会福祉法人の会計では、次の三つの計算書類が最も重要なものと考えられます。

貸借対照表

社会福祉法人の持っているあらゆる資産と負債を対照させ、資産 - 負債の差額としての法人の純資産を示したものの。

資金収支計算書

社会福祉法人の資金が、どのような原因で増減したかを明らかにしたものの。

事業活動収支計算書

社会福祉法人の純資産が、どのような原因で増減したかを明らかにしたものの。

この本の「入門編」は、上の三つの計算書類(便宜上この本では「財務三表」と呼びます)について、基本的な理解をすることが目標です。

少子高齢化社会の到来や国・地方自治体の財政の問題もあると思います。

社会福祉事業法が社会福祉法に改正されたのも、そして新しい会計基準(平成12年社援施第310号。以下「会計基準」と記載します)が制定されたのもこの年です。

法人全体の資産から法人全体の負債を差し引いたものを純資産と呼んでいます。

社会福祉法人は公的な資金も扱っていますので、資金収支を明確にすることも必要です。事業活動収支計算書は一般事業会社では「損益計算書」と呼んでいるものに相当します。

2. 基本になる貸借対照表をまず理解しよう！

1. 会計の基礎は貸借対照表

社会福祉法人の「会計基準」でも、そして通常の企業会計でも変わることなく存在するのは貸借対照表です。

元々、簿記会計は経営体の“財産”を管理するために生まれました。この経営体の財産をあらわしたものが“貸借対照表”なのです。

「経営体」はここでは、企業・官庁・社会福祉法人などを包括した言葉として使っています。

2. 貸借対照表ってナニ？

くどくど説明するより前に、貸借対照表の姿をお見せしましょう。

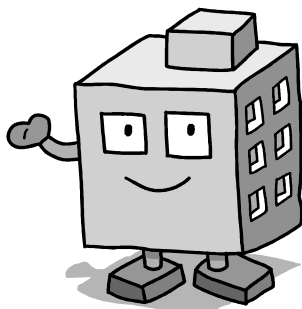
それは右頁のような表です。

貸借対照表の左側には資産が計上されます。これは常識的に言って“財産”と呼ばれますね。しかし、その資産は一体何によって得られたのでしょうか？ 皆さんが3000万円のマンションを持っていたとしても(これが資産です)、もしローンが2000万円残っているとすると(これが負債です)、正味の財産は1000万円だ(これが純資産です)と考えませんか？

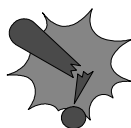
このように「資産」と、「負債・純資産」とは表裏一体なのです。これを一覧に示したものが貸借対照表(以下この本では主にB/Sと記載します)です。

貸借対照表は、左右の金額がバランスした表なので、Balance Sheet (バランス・シート)と呼んでいます。「B/S」と書いて「バランス・シート」と読みます。ときには字の通り「ビー・エス」とも言いません。

3000万円のマンション



お金はどこから出てる？



エッ！

2000万円は

銀行ローン・・・

・・・とすると、現在の純資産は

・・・1000万円！

これが貸借対照表(B/S)です！

流動資産		150	流動負債	120
現金	預金	45	短期運営資金借入金	30
未収	蔵金	70	未払金	90
貯立	蔵替	5	固定負債	80
短期貸付	金	10	設備資金借入金	80
仮払	金	15	負債の部合計	200
		5		
固定資産		1,850	基本金	1,550
基本財産	産物	1,200	国庫補助金等特別積立金	130
建物	地	200	その他の積立金	100
土		1,000	人件費積立金	100
その他の固定資産		650	次期繰越活動収支差額	20
建物	物品	50		
器具及び備品	地	30	純資産の部合計	1,800
土地		450		
公益事業会計元入金		120	負債・純資産の部合計	2,000
資産の部合計		2,000		

左のB/Sは理解のため、簡単なものとなっています。

実際のB/Sのヒナ形は「会計基準」の第5号様式(この本の27頁)に掲載されています。また、科目の説明は34~35頁にあります。

「会計基準」では、B/S作成の目的を次のように書いています。

「会計基準」

(貸借対照表作成の目的)

第21条 社会福祉法人は、毎会計年度末現在におけるすべての資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために、貸借対照表を作成しなければならない。

3. B / Sの仕組みはどうなっているか

先に書きましたように、表裏一体である「資産」と、「負債・純資産」を一覧に示したものがB / Sであり、その仕組みは次のようになっています。

B / Sの右側には銀行や寄附者などから法人に寄せられた資金が記載されます。

B / S (貸借対照表)の仕組み

資産の部			負債・純資産の部			
何に使っているのか	1年以内に現金になる		どこから調達したか	1年以内に支払う借金		
	流動資産	150		流動負債	120	
	現金預金	45		短期運営資金借入金	30	
	未収金	70		未払金	90	
	貯蔵品	5		1年を超えて支払う借金		
	立替金	10		固定負債	80	
	短期貸付金	15		設備資金借入金	80	
	仮払金	5		支払う必要が無い!		
	現金にするのに1年超かかる			負債≡他者資金	200	
	固定資産	1,850		純資産≡自己資金	1,550	
基本財産	1,200	合計 1800	基本金	1,550		
建物	200		国庫補助金等特別積立金	130		
土地	1,000		その他の積立金	100		
その他の固定資産	650		人件費積立金	100		
建物	50		次期繰越活動収支差額	20		
器具及び備品	30		合計 2000			
土地	450					
公益事業会計元入金	120					

この資金を寄せられた人達は、法人にお金を貸してくれた方と考えて、貸借対照表の右側を「貸方」と呼びます。B / Sの左側には、未収金・貸付金など法人から資金を借りている人や物が載っているので「借方」と呼びます。「貸借」対照表は読んで字のとおり表ですね。

B / Sは上のように、すべての資産とすべての負債・純資産が対応しており、個別の対応関係は基本的にありません。このことに注意してください。

上のB / Sを単純化すると次のように表わすことができます。

要約貸借対照表 (B / S)

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	純資産

上のB / Sとよく比べて、見てください。

今後、この表は何度も出てきますので、ぱっと見て分かるようになってください。

さて要約B / Sは理解して頂けたでしょうか？

「流動資産」・「流動負債」・「固定資産」・「固定負債」そして「純資産」には、各々どんなものが入っているのでしょうか？ そして、どんな意味がありますか？ そのことが、前頁の要約B / Sを見ていて分かるようになれば、かなりのベテランです。皆さんもここで少し時間をとって、もう一度B / Sの中身を復習してください。

練習問題 - 1 B / S項目を分類する

次の科目は、それぞれB / Sのどの区分に分類されるでしょうか。

適切と思われる区分に を付けてください。

科 目	流動 資産	固定 資産	流動 負債	固定 負債	純資産
建 物					
現 金 預 金					
短期運営資金借入金					
立 替 金					
未 払 金					
未 収 金					
設 備 資 金 借 入 金					
土 地					
短 期 貸 付 金					
基 本 金					
器 具 及 び 備 品					
仮 払 金					
車 輜 運 搬 具					
貯 蔵 品					
国庫補助金等特別積立金					

4. B / Sを上下に切って、見る

ここでB / Sの見方に慣れておきましょう。先ほど6頁で掲げた要約B / Sを、もう一度よく見てください。

B / Sを上下に切ると、上半分 < 「流動資産」対「流動負債」 > と下半分 < 「固定資産」対「固定負債・純資産」 > で性格が少し違ってきます。

どのように違うのでしょうか。上半分はいずれも短期の資産・負債ですね。つまり、流動資産は短期的な支払手段となるものであり、流動負債は短期的に支払う必要のあるものですので、「流動資産 - 流動負債」（引当金を除く。）はその法人の支払能力を示すこととなります。そこで社会福祉法人では、この「流動資産 - 流動負債」を「支払資金」と呼んでいます。

下のように、B / Sを上下に分割して対比してみてください。

要約貸借対照表 (B / S)

流動資産	流動負債
	固定負債
固定資産	純 資 産

上 半 分	流動資産	流動負債
		支払資金
下 半 分	固定資産	固定負債
		純 資 産

ところで「流動資産 - 流動負債」としての「支払資金」の残高は、その法人の支払能力を示すと同時に、措置費等の資金残高でもあります。

現在、福祉の世界は大きな変化を遂げていますが、社会福祉法人としての高い公益性は基本的に変わりません。そのような意味からも、社会福祉法人の会計では支払資金の増減と、その残高を管理することが重要とされています。

「引当金」については後で説明しますが、この入門編では基本的に扱いません。

措置費等の「等」には、例えば保育所の運営委託費があります。

他方、社会福祉法人が法人として存続・成長を続けてゆくためには、純資産を保持し、増やしてゆく必要があります。純資産が一定額のまま法人の規模を拡大すると、必然的に負債（法人にとっての借金であって返済が必要です。）を増やさざるをえません。これでは健全な経営を行えません。また、純資産が減少してゆき、マイナスになると・・・、保有している全ての資産を支払に充てても、全ての借金を支払えないこととなります。つまり「倒産」ですね。

このようなことから「純資産」の増減と、その残高の管理もとても大切なことです。

練習問題 - 2 支払資金と純資産を計算する

次の科目及びその残高から B / S を完成し、支払資金と純資産の残高を算出してください。

建 物	1,000	未 払 金	480	短 期 貸 付 金	50
現 金 預 金	1,450	未 収 金	170	基 本 金	3,500
短期運営資金 借 入 金	820	設 備 資 金 借 入 金	900	器 具 及 び 備 品	300
立 替 金	10	土 地	3,000	仮 払 金	20

B / S

流 動 資 産	_____	_____	流 動 負 債	_____	_____
	_____	_____		_____	_____
	_____	_____		流動負債合計	_____
	流動資産合計	1,700	固 定 負 債	_____	_____
_____	_____	_____		_____	
固 定 資 産	_____	_____	純 資 産	_____	_____
	_____	_____		次期繰越活動収支差額	_____
	固定資産合計	_____	純資産合計	_____	
資 産 合 計		6,000	負債・純資産合計		_____

支払資金残高 _____

ヒント1 . アンダーライン部分を記入してください。

ヒント2 . 「次期繰越活動収支差額」は逆算して最後に求めます。

ヒント3 . 支払資金残高は、「流動資産 - 流動負債」です。

3. 会計は“ダム”である！

1. B / Sの変動

先に見たB / Sは法人の運営・活動にともなって様々に変化することになります。例えば、介護報酬や運営費の収入があったときはB / Sは次のように変動することとなります。

会計では、左の収入をそれぞれ「介護保険収入」・「運営費収入」と呼んでいます。

例題 - 1

取引1 介護保険収入500が発生したので、未収金を計上しました。

下のスタート時のB / Sは、この取引によって、どのように変動するでしょうか。

スタート時のB / S

流動資産 1500	流動負債 1000
	固定負債 3000
固定資産 3500	純資産 1000

取引後のB / S

流動資産 2000	流動負債 1000
	固定負債 3000
固定資産 3500	純資産 1500

また、会計では、財産に変動が生じることを「取引」と言います。ですから、会計では火事や盗難も「取引」です。

流動資産が500増えて、純資産も500増えることとなります。ここでB / Sの借方・貸方合計は取引の前後を通じて左右バランスするという

なんせ「バランスシート」なのです。

ことに注意をしてください。

では、人件費が発生した場合はどうなるでしょうか。

例題 - 2

取引2 取引1の後に職員俸給200を支払いました。

下の取引後のB / Sは、この取引によって、どのように変動するでしょうか。

取引後のB / S

流動資産 2000	流動負債 1000
	固定負債 3000
固定資産 3500	純資産 1500

取引後のB / S

流動資産 1800	流動負債 1000
	固定負債 3000
固定資産 3500	純資産 1300

左の場合、流動資産が200減って、純資産も200減ります。

B / Sの借方・貸方合計が取引の前後を通じて左右バランスすることは変わりません。

取引1及び取引2によるB/Sの変動をひとまとめにしてみると、次のようになります。

スタート時のB/S		取引後のB/S	
流動資産 1500	流動負債 1000	流動資産 1800	流動負債 1000
	固定負債 3000		固定負債 3000
固定資産 3500	純資産 1000	固定資産 3500	純資産 1300

スタート時点のB/Sから、介護保険500の収入と職員俸給200の支出があって、結果として流動資産と純資産が300増えることとなったのです。上の図で、網掛けした部分には変動はありません。

このことを「純資産の増減」という観点からみますと、次のように図示することができます。

<純資産の増減>

スタート時のB/S		取引後のB/S	
資 産 5000	負 債 4000	資 産 5300	負 債 4000
	スタート時 純資産 1000		スタート時 純資産 1000
	増加分 300		増加純資産 300

純資産は全ての資産と全ての負債の差額ですから、全体のB/Sを見ることとなります。

以上では、「純資産の増減」に注目してきましたが、「支払資金の増減」という観点から見直すと、どうなるでしょうか。

「支払資金」はB/Sの上半分ですから、次のように図示することができます。

<支払資金の増減>

スタート時点の支払資金		取引後の支払資金	
流動資産 1500	流動負債 1000	流動資産 1800	流動負債 1000
	スタート時 支払資金 500		スタート時 支払資金 500
	増加分 300		増加支払資金 300

それに対して、支払資金は流動資産と流動負債の差額ですから、B/Sの上半分を見ることとなります。

2.取引によってB/Sがどう変動したか、もっとよく見てみよう
 次の例題でB/Sの変動をさらに見てゆきましょう。

例題 - 3 取引2の後に次の二つの取引が発生しました。

取引3 食材を掛けて1000買いました。

取引4 乗用車1000を現金で購入しました。

下の取引後のB/Sは、この二つの取引によって、どのように変動するでしょうか。

取引後のB/S

流動資産 1800	流動負債 1000
	固定負債 3000
固定資産 3500	純資産 1300

取引後のB/S

流動資産 1700	流動負債 1100
	固定負債 3000
固定資産 3600	純資産 1200

取引3では給食費の未払金(流動負債)が1000発生します。
 また、取引4では車両運搬具(固定資産)が1000増加し、同額の現金(流動資産)が減少することとなります。

取引3・4で、純資産と支払資金がどのように増減したかを見ると、次のようになります。

摘要	取引後のB/S	取引後のB/S	増減額
支払資金	流動資産1800	流動資産1700	200
	流動負債1000	流動負債1100	
	800	600	
純資産	総資産5300	総資産5300	100
	総負債4000	総負債4100	
	1300	1200	

ここでは取引3・取引4だけの増減を見ています。

このように支払資金の増減額と、純資産の増減額が異なります。

これは、取引4では、流動資産と固定資産が1000入れ替わった(支払資金が減少した)のですが、資産総額や負債総額は変わらなかったため、純資産も増減しなかったためです。

教訓 支払資金の増減と純資産の増減は必ずしも一致しない!

支払資金増減

純資産の増減

例題 - 1から例題 - 3までの取引と、B / Sの変動を振り返ると、次のようになります。

スタート時のB / S

流動資産 1 5 0 0	流動負債 1 0 0 0
固定資産 3 5 0 0	固定負債 3 0 0 0
	純資産 1 0 0 0

左のB / Sからスタートして、次の取引を行いました。

スタート時 支払資金は
1 5 0 0
1 0 0 0
<u>5 0 0</u>

取引 括弧 () 内は、資産・負債の増減を示しています。

取引 1	介護保険収入 5 0 0 の発生	(流動資産の増加)
取引 2	職員俸給 2 0 0 の支払い	(流動資産の減少)
取引 3	食材の掛買い 1 0 0	(流動負債の増加)
取引 4	乗用車 1 0 0 の現金購入	(流動資産の減少・固定資産の増加)

取引後のB / Sは右のようになりました。

結果として、純資産は200増加しています。しかし、支払資金のほうはというと100の増加しかありません。このことは二つのB / Sを比較することで分かります。

取引後のB / S

流動資産 1 7 0 0	流動負債 1 1 0 0
固定資産 3 6 0 0	固定負債 3 0 0 0
	純資産 1 2 0 0

取引後 の 支払資金は
1 7 0 0
1 1 0 0
<u>6 0 0</u>

結果としてはそうなのですが、何故そうなったのか。そのことを純資産の増減・支払資金の増減として整理すると、次のようになります。

取 引	純 資 産 の 増 減	支 払 資 金 の 増 減
取引 1 介護保険収入 5 0 0 の発生	+ 5 0 0	+ 5 0 0
取引 2 職員俸給 2 0 0 の支払い	2 0 0	2 0 0
取引 3 食材の掛買い 1 0 0	1 0 0	1 0 0
取引 4 乗用車 1 0 0 の現金購入	-	1 0 0
純資産・支払資金の増減合計	+ 2 0 0	+ 1 0 0

以上のことを「B / Sと収支計算書」という観点から、さらに詳しく見てみましょう。

3. B / Sと収支計算書

B / Sの純資産、あるいは支払資金がどのような原因によって増減したのか、その内容を明らかにするのが「収支計算書」です。

純資産の増減原因を内容別に記載した収支計算書を、「会計基準」では「事業活動収支計算書」と呼んでいます。

収支計算書は、社会福祉法人が作成すべきものとして社会福祉法に定められています。

「会計基準」

(事業活動収支計算の目的)

第14条 社会福祉法人は、毎会計年度、当該会計年度の事業活動の成果を明らかにするため、事業活動収支計算を行なわなければならない。

事業活動の成果とは、純資産の増加です。

「事業活動収支計算書」は、その年度の社会福祉法人の事業活動の成果を表わすものであり、当期の純資産の増加は事業活動の成果に他なりませんので、それを「当期活動収支差額」と呼んでいます。

取引1から取引4の「事業活動収支計算書」を示すと、次のようになります。

取引1から取引4の「事業活動収支計算書」

支 出	職員俸給	200	収 入	介護保険収入	500
	給食費	100			
	支出合計	300			
	当期活動収支差額	200		収入合計	500

前頁の下の表を参照してください。

収支計算書の「当期活動収支差額」は、B / Sの純資産増加額と一致します。

<純資産の増減>

スタート時のB / S

資 産 5000	負 債 4000
	スタート時 純 資 産 1000

取引後のB / S

資 産 5300	負 債 4100
	スタート時 純 資 産 1000 増加純資産 200

増加分
200

「当期活動収支差額」は、前期から繰越された前期の「当期活動収支差額」とあわせて、B / S上「次期繰越活動収支差額」として計上されることとなります。

なお「事業活動収支計算書」は、一般の企業会計では「損益計算書」と呼ばれています。損益計算書は、すべての資産とすべての負債の差額である純資産の増減原因の内容を明らかにする計算書です。

「事業活動収支計算書」とは別に、支払資金の増減原因を内容別に記載した収支計算書を、「会計基準」では「資金収支計算書」と呼んでいます。

「会計基準」

(資金収支計算の目的)

第7条 社会福祉法人は、毎会計年度、支払資金の収入及び支出の内容を明らかにするため、資金収支計算を行わなければならない。

2 前項の支払資金は、流動資産及び流動負債(引当金を除く。)とし、その残高は流動資産の額が流動負債(引当金を除く。)の額を越える額とする。(注3)

企業会計では現金及び現金同等物を資金としており、社会福祉法人とは異なります。

また支払資金の増加(あるいは減少)額を、「当期資金収支差額」と呼んでいます。取引1から取引4の「資金収支計算書」を示すと、次のようになります。

取引1から取引4の「資金収支計算書」

支 出	職員俸給	200	収 入	介護保険収入	500	
	給食費	100				
	車両運搬具取得支出	100				
	支出合計	400				
	当期資金収支差額	100		収入合計	500	

13頁の下の表を参照してください。

収支計算書の「当期資金収支差額」は、B/Sの支払資金増減額と一致します。

<支払資金の増減>

スタート時点の支払資金

流動資産 1500	流動負債 1000
	スタート時 支払資金 500

取引後の支払資金

流動資産 1700	流動負債 1100
	スタート時 支払資金 500
	増加支払資金 100

増加分
100

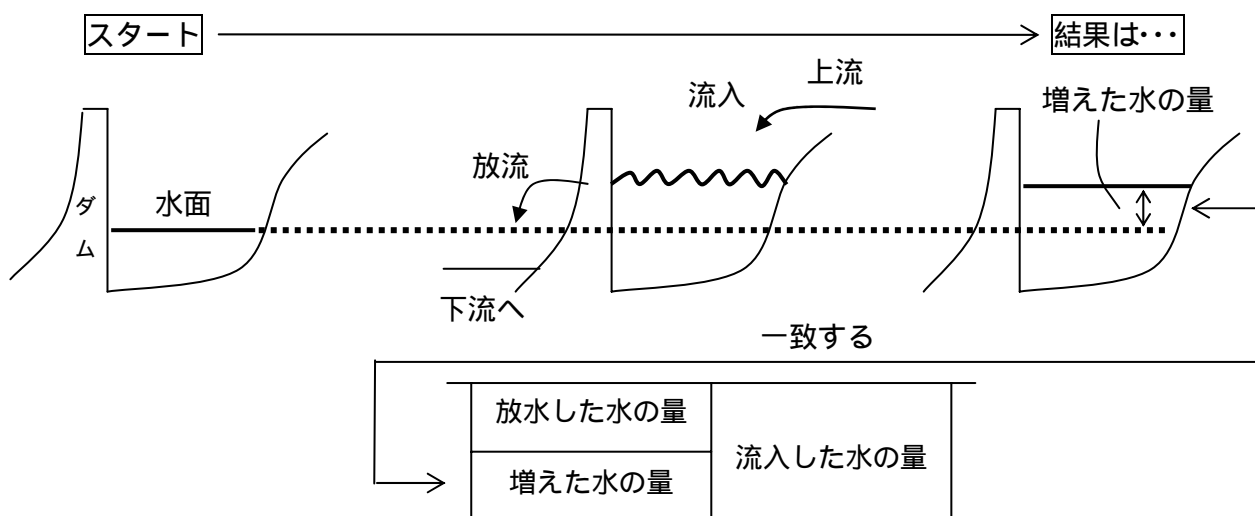
「事業活動収支計算書」と「資金収支計算書」。どちらも「収支計算書」であり、計算の構造も同じです。ただ、増減計算を行う対象が異なっているのです。それにしても、同じ「収支計算書」では紛らわしく、また「事業活動収支計算書」はとても長ったらしいので(失礼!)、この本では以下「事業活動収支計算書」をP/Lと記載させていただきます。

一般企業では、損益計算書を Profit & Loss Statement を略し、P/Lと呼んでいます。

4. 水の出入り勘定

ダムには上流から水が流れ込んできます。しかし必要に応じて水を下流に放水します。では、一定期間のダムに貯えられている水量の増減はどう計算できるでしょうか。

上流から流れ込んだ水量と、放水した水量の差だけ増えている筈です。その増えた量は、一定期間のスタート時の水量と、一定期間後の貯水量の差と同量です。会計では常にこのような計算をするので「会計は“ダム”である」とタイトルにつけたのです。



「純資産」を「B / S全体」というダムに貯えられた水とすると、その水の流入・放水の量を記載したものがP / Lです。

また、「B / Sの上半分」に貯えられた「支払資金」の流入・放水の量を記載したものが、資金収支計算書です。

いずれも、一定期間の流入量と放水量を計算し、計算対象である「純資産」や「支払資金」がどのような原因で増減したか、その内容を記載しているのです。増減計算を行う対象が異なるのです。

次の練習問題 3は、今までの総復習です。B / Sの変動と、その変動に伴う「純資産」増減原因別内訳 (P / L) 及び「支払資金」増減原因別内訳 (資金収支計算書) の関係を整理してください。

B / SとP / L、そして資金収支計算書は社会福祉法人会計にとって最も重要な計算書類です。これら三表を、この本では「財務三表」と呼んでいます。

練習問題 - 3 期首のB/Sと期中取引から期末の財務三表を作成する

次の期首B/S及び期中取引から、期末B/S及び当期のP/L並びに資金収支計算書を作成してください。

1. 期首B/S

流動資産 1500	現金預金 1000	未収金 500	流動負債 1000	短期運営資金借入金 700	未払金 300
固定資産 3500	基本財産 3400	器具及び備品 100	固定負債 3000	長期運営資金借入金 3000	
			純資産 1000	基本金 1000	

2. 期中取引（取引を見ながら、下の表の右の空欄に増減金額を書いてください。）

取引	B/Sの資産・負債は				P/L 純資産 の増減	資金収支 支払資金 増減
	資産		負債			
	流動 資産	固定 資産	流動 負債	固定 負債		
発生した介護保険収入500を未収金に計上した。	+	-	-	-	+	+
職員俸給200を現金で支払った。		-	-	-		
食材100を掛買いし未払金を計上した。	-	-	+	-		
乗用車100を現金で購入した。		+	-	-	-	
設備資金200を借入れた。	+	-	-	+	-	+
経常経費に対する寄附80を受けた。	+	-	-	-	+	+
備品30がつぶれたので廃棄した。	-		-	-		-
それぞれの増減合計	+	+	+	+	+	+

解答欄

1. 期末B/S

流動資産 1980	現金預金 980	未収金 _____	流動負債 1100	短期運営資金借入金 _____	未払金 _____
固定資産 3570	基本財産 3400	車両運搬具 _____	固定負債 3200	設備資金借入金 _____	長期運営資金借入金 3000
	器具及び備品 _____		純資産 1250	_____	1000
				次期繰越活動収支差額 _____	

2. 収支計算書

摘要	P/L	資金収支計算書
介護保険収入	_____	_____
寄附金収入	_____	_____
設備資金借入金収入	-	_____
収入合計	_____	_____
職員俸給	_____	_____
給食費	_____	_____
車両運搬具取得支出	-	_____
器具及び備品処分損	_____	-
支出合計	_____	_____
当期収支差額	_____	_____

4 . 収支計算書はなぜ2種類あるのか？

1 . 収支計算書がなくても増減はわかる

さきに「会計は“ダム”である！」のところで見たとように、期首のB / Sと期末のB / Sを比較すれば、その期間にどれだけ支払資金や純資産が増減したのかがわかります。

このことを、次の例題で見てください。

だったら収支計算書は要らない？

例題 - 4

練習問題 - 3の解答から、下の期首B / Sと期末B / Sを作成してみましょう。(下線部に数字を書いてください。)

流動資産 _____	流動負債 _____
	固定負債 _____
固定資産 _____	純資産 _____

流動資産 _____	流動負債 _____
	固定負債 _____
固定資産 _____	純資産 _____

答えは次のようになります。

流動資産 1 5 0 0	流動負債 1 0 0 0
	固定負債 3 0 0 0
固定資産 3 5 0 0	純資産 1 0 0 0

流動資産 1 9 8 0	流動負債 1 1 0 0
	固定負債 3 2 0 0
固定資産 3 5 7 0	純資産 1 2 5 0

では、当期中に純資産はいくら増えましたか？

そう、期末純資産1 2 5 0 - 期首純資産1 0 0 0 で2 5 0ですね。

では、当期中に支払資金はいくら増えましたか？

まず期首・期末の支払資金を計算する必要があります。

期末支払資金 = 期末流動資産1980 - 期末流動負債1100 = 880

期首支払資金 = 期首流動資産1500 - 期首流動負債1000 = 500

となって、当期に380増えていることがわかります。

エッ？ 簡単すぎるって？
そうですね。解答から数字を写すだけです。

この250が「当期活動収支差額」です。

この380が「当期資金収支差額」です。

このようにB / Sを比較するだけで、増減の結果はわかります。しかしB / Sの比較だけでは、なぜそのように増減したのか、その原因がわからないのです。ここに収支計算書の役割があります。

2. 二つの収支計算書、各々の役割

さて、期首のB/Sと期末のB/Sを比較すれば、その期間にどれだけ支払資金や純資産が増減したのかが分かります。しかし、その原因別の増減内訳は分かりません。そこで、収支計算書の出番です！

さきほどの例題 - 4で見たように、B/Sの比較によって、純資産の当期増加(当期活動収支差額)は250、支払資金の当期増加(当期資金収支差額)は380、が計算されます。そのそれぞれの増減の内容を記載したものが収支計算書なので、純資産計算、支払資金計算、各々の収支計算書が必要となるのです。以下に練習問題 - 3の解答から収支計算書の部分を掲載します。もう一度よく見て、味わってください。

収支計算書

摘 要	P / L (純資産の増減計算)	資金収支計算書 (支払資金の増減計算)
介護保険収入	500	500
寄附金収入	80	80
設備資金借入金収入	-	200
収入合計	580	780
職員俸給	200	200
給食費	100	100
車両運搬具取得支出	-	100
器具及び備品処分損	30	-
支出合計	330	400
当期収支差額	250	380

設備資金を借り入れると、確かに手許の現金預金は増えます。だから支払資金の面からは「収入があった」と言えます。しかし、手許現金預金が増えると同時に借入金も同額増えているので、純資産としてはなにも増減がないのです。車両運搬具の取得も支払資金は減少しますが、純資産は増減しません。資産が形を変えただけです。

器具や備品を処分したときは、ちょうど逆のことが起きます。つまり、支払資金についてはなにも増減がないのに、純資産は減少するのです。ですから資金収支計算書には一切記載されませんが、P/Lには「支出」として計上されることになります。

支払能力という点では、資金収支計算は大切です。しかし、長期的に社会福祉法人が成長を続けようとするなら、純資産を増加させ続ける必要があります。他方、純資産が減少し続けると、法人のすべての資産を処分しても借金を払いきれない、つまり倒産になるということは前に書きましたね。

「会計基準」以前の社会福祉法人会計では、資金収支計算のみで、P/Lの計算はなされていませんでした。しかし、法人が自立するためには、P/L計算がなんとしても必要です。ここに平成12年に制定された新しい「会計基準」の大きな意味があります。

3. 二つの収支計算書、同じところと違うところ

社会福祉法人の日常の取引の多くは、次の三つに分類できると思います。

現金預金間での振替や未収金の回収、未払金の支払

介護保険収入や運営費収入の計上

職員俸給、旅費交通費等の事務費、給食費等の事業費の計上

このうち については流動資産・流動負債の間のやりとりなので、支払資金や純資産は増減しません。つまり収支計算書には関係がないということです。

そして は収支計算書の収入項目であり、 は収支計算書の支出項目となります。このことは資金収支計算書でもP/Lでも同じことです。つまり日常取引のほとんどは資金収支計算書もP/Lも同じだということになります。では、何が違うのでしょうか。

違うところの主なものを表にまとめると、次のようになります。

念のため。「取引」というのは会計の用語で、財産の増減のことでしたね。

区 分	No	項 目	資金収支 計 算 書	P / L
流動資産・流動負債と固定資産・固定負債の間のやり取り		建物等固定資産の取得	支出項目	計 上 しない
		積立預金の積み立て	支出項目	
		上記の取り崩し	収入項目	
		設備資金や長期運営資金の借入	収入項目	
		上記の返済	支出項目	
流動資産・流動負債に係わりのない固定資産・固定負債の増減		車輛や建物など固定資産の廃棄や除却	計 上 しない	支出項目
		減価償却費の計上		支出項目
		引当金の計上		支出項目
		引当金の取り崩し		収入項目

支払資金は増減するが、純資産は増減しない。

支払資金が増減しないのに、純資産が増減する。

上の表をただ眺めるのではなく、一つずつ「確かにそうなるな！」と確かめながら見てください。上の表で、わかりにくいのは減価償却費や引当金についてだと思いますが、それについては次の頁で説明します。それ以外のところは大丈夫でしょうか？

では、応用問題です。上の表の は固定資産を廃棄した場合ですが、では、売却したときはどうなるのでしょうか？

例えば、帳簿価額が50万円の車輛を60万円で売ったとします。10万円の利益なのですが、収支計算書にはどのように反映されるでしょうか。落ち着いて考えてみてください。正解にたどり着けば、あなたは随分理解が進んでいると言えます。

解答は右頁の下に書いてあります。

4 . 減価償却費と引当金

固定資産を購入したときは、支払資金が減少するので資金収支計算書上支出として計上するのですが、資産の形が変わっただけで純資産は増減しないのでP / Lには計上されません。しかし土地はともかく建物や器具及び備品など、およそ形あるものは、時の経過とともに劣化し、やがて使用に耐えなくなります。

このことは、固定資産は使用によって資産の価値が減少し(これを「減価」と言っています)、純資産が減少することを意味しています。純資産が減少する? そうです。したがって毎年の決算では、減価しただけ固定資産を減らし、同額をP / Lの支出に計上する必要があります。この手続きを「減価償却」と言い、B / Sの固定資産の帳簿価額を減らし、P / Lには「減価償却費」として支出に計上するのです。正に「損益計算思考」の代表的なものと言えるでしょう。

では減価償却費の計算は、具体的にはどのようにするのでしょうか?

基本的には取得価額(ここでは買った値段と理解しておいてください)を使用可能な期間で割ります。つまり100万円で買ったソフトウェア(これも固定資産です)が5年間使用できるとするなら、年間当り20万円が計上されるべき減価償却費ということになります。ただ自動車のように形の有る資産は下取り価額やスクラップ価額(これらを残存価額と言います)があるので、「取得価額から残存価額を引いた金額を耐用年数で割った金額」が1年間当りの減価償却費ということになります。

「損益計算思考」のもう一つの代表は引当金です。例えば、12月から翌年5月までの在職時実績に応じて夏季賞与を支払うといった法人の場合を考えて見ましょう。決算の時点では夏季賞与は確定していません。しかし見込まれる夏季賞与のうち、12月から3月までに対応する部分は3月決算時点ですでに支出が発生しているものと考え、現実にはまだ支払っていないけれども計算された金額をP / L上の支出として計上するのです。そしてB / Sには「賞与引当金」を負債として計上します。

念のため、これら減価償却や引当金は資金収支には一切関係しません。

土地は使用によって減価しませんので減価償却の対象になりません。

また固定資産の減価によっては支払資金は増減しないので、資金収支計算書には計上されません。下の「引当金」も同様です。

使用可能期間のことを「耐用年数」と言っています。

貸倒引当金は現実に未収金等が貸倒になっていなくても、過去の実績からある程度の貸倒が見込まれる場合、その金額を支出としてP / Lに計上します。

車を売却したときの扱い(前頁の答え)

資金収支計算書では売却金額60万円が収入として計上されます。P / L上は二つの処理が考えられ、売却金額60万円を収入に計上し、売却時の車輛の帳簿価額50万円を支出に計上するか、両者の差額つまり「売却益」を収入に計上するか、のどちらかになります。

5 . 財務三表の見方と財務管理

1 . B / Sの見方

B / Sの仕組みは6頁に書いたとおりですが、ここにもう一度掲げます。

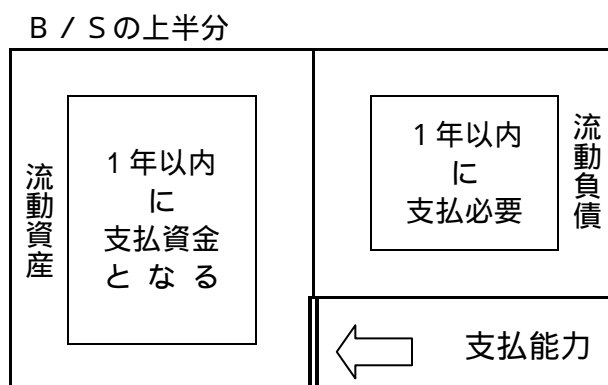
B / S の 仕 組 み

資産の部			負債・純資産の部			
何に使っているのか	1年以内に現金になる		どこから調達したか	1年以内に支払う借金		
	流動資産	150		負債〓他者資金	流動負債	120
	現金預金	45		200	短期運営資金借入金	30
	未収金	70			未払金	90
	貯蔵品	5		1年を超えて支払う借金		
	立替金	10		固定負債	80	
	短期貸付金	15		設備資金借入金	80	
	仮払金	5		支払う必要が無い!		
	現金にするのに1年超かかる			純資産〓自己資金	基本金	1,550
	固定資産	1,850			国庫補助金等特別積立金	130
基本財産	1,200	その他の積立金	100			
建物	200	人件費積立金	100			
土地	1,000	次期繰越活動収支差額	20			
その他の固定資産	650	合計	1800			
建物	50					
器具及び備品	30					
土地	450					
合計	2000					
公益事業会計元入金	120					
合計	2000					

このB / Sは左右（借方・貸方）全体で対応しているのですが、上半分の「流動資産 - 流動負債」は支払能力を示しています。そこでB / Sのバランスの良し悪しはB / Sの上下に分割して吟味することになります。

8頁を参照してください。

B / Sの上半分は次のようになっています。

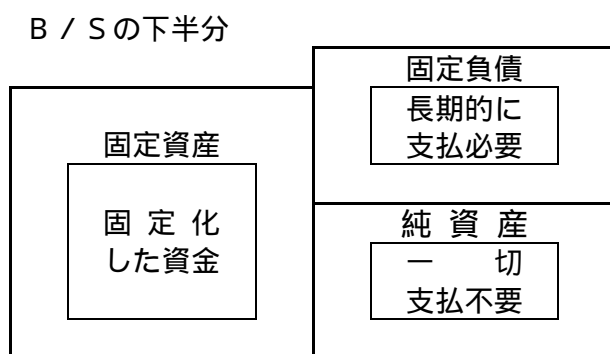


流動資産よりも流動負債が多ければ、その法人の資金繰りはとても窮屈になるでしょう。したがって、流動負債よりも少しでも多くの流動資産を保有するようにすることが、経営の安全化に役立つのです。

そのためには、長期運営資金の借入によって流動負債を返済することなども考える必要があります（流動負債の固定化）。もちろん純資産増加によって流動負債を削減することは一番の道です。

では、下半分はどのように見るのでしょうか。

下半分は丁度、上半分と裏腹の関係にあります。図示すると次のとおりです。



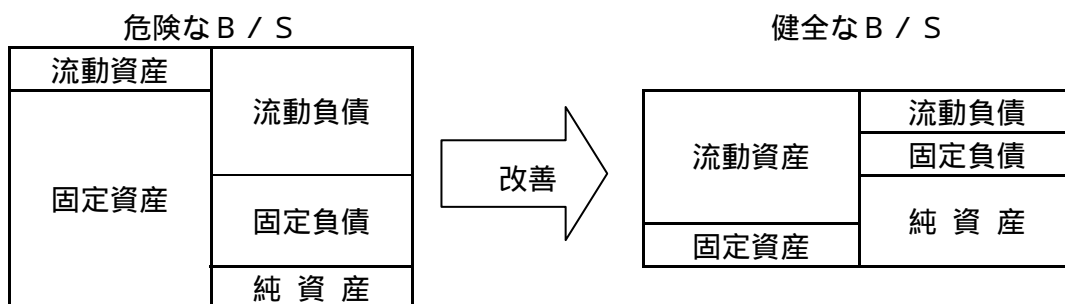
固定資産は、法人の資金がどれだけ固定化されているかを示しています。したがって固定資産に向けられている資金は固定的な資金である固定負債、あるいは純資産によって賄われている必要があります。もっとも、固定負債といっても長期的には支払が必要なので、できるだけ多くの純資産によって賄われていることが望ましいのです。

また、同じ事業を同じ品質で提供できるなら、固定資産はできるだけ少ないほうが効率が良いと言えます。固定資産に限らず、流動資産についても「効率性」の観点からは少ないにこしたことはないのです。

とは言え、その場合の流動資産は本物であることが必要です。例えば徴収不能金の様なものは、流動資産としての値打ちがありません。また、流動負債に計上洩れのないことも必要です。

左の図で、固定資産が資産として値打ちのあるものであることが必要なこと、固定負債に計上洩れのないことが必要なことは同じです。

純資産こそが資産の実体です。



危険な B / S から健全な B / S への改善には長期的な取組みが必要です。そのようなことから、「経営者は B / S を見る」と言われます。

また B / S にはその時点の法人の財政状態が如実に反映されます。

2. P/Lの見方

まずP/LとB/Sの関係を図によって整理しておきます。

P/LとB/Sの関係

期首B/S		期中取引		期末B/S	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
総資産	総負債	純資産増加額	純資産減少額	総資産	総負債
	期首純資産	(資産の増加) (負債の減少)	(負債の増加) (資産の減少)		期首純資産
					当期活動 収支差額
				事業活動収支計算書	
				当期支出	当期収入
				当期活動 収支差額	
		純資産減少 額の内訳	純資産増加 額の内訳		

右の縦の複線で示した部分は、それぞれ同じ金額になります。
「会計はダム」ですね。

このようにP/LはB/Sの純資産の増減の内容を明らかにするものです。

ところで、上の図のP/Lでは当期の収入と当期の支出が全額で対応しています。基本的な考え方としては、それで全く問題ありません。

しかし、同じ収入・支出といっても少し性格には差があります。つまり、社会福祉法人の本来の事業活動に伴う収入と支出は対応しており、利息の受け払いによる収入・支出、あるいは施設整備に伴う補助金や寄附金の収入とも性格が異なるはずです。

そこで「会計基準」では、次のようにP/Lの内容を区分して記載することを求めています。

P/Lの構造

支 出	事業活動支出	事業活動収入	収 入
	事業活動外支出	事業活動外収入	
	特別支出	特別収入	
当期活動収支差額			

左の事業活動による収入と支出の差を「事業活動収支差額」、事業活動外のそれを「事業活動外収支差額」、また特別収支のそれを「特別収支差額」と呼んでいます。

事業活動収支差額は名前のとおり、法人の事業活動自体の収支差額ですので、基本的にプラスになる必要があります。

事業活動外の収入・支出は、主に預金などの受取利息や借入金利息を処理します。これらの収支は事業活動によるものではありませんが、毎

実際の様式は30～32頁を見てください。

家計で言うと、毎月の給料と生活費ということになるでしょうか。

期経常的に発生するものです。したがって、事業活動収支差額に事業活動外収支差額を加減した金額(これを経常収支差額と呼んでいます)は、その法人の経常的な純資産増加(あるいは減少)能力を示すものとして、重要な意味を持っています。

この経常収支差額に、施設整備に伴う補助金・寄附金の収入や固定資産の売却損益などの特別収支を加減して、当期活動収支差額とします。

3. 資金収支計算書の見方

左の頁の図と同じなのですが、資金収支計算書とB/Sの関係を図示します。

資金収支計算書とB/Sの関係

期首B/S		期中取引		期末B/S	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
流動資産	流動負債	流動資産増加額	流動負債減少額	流動資産	流動負債
	期首支払資金	(流動資産増加)	(流動負債増加)		期首支払資金
		(流動負債減少)	(流動資産減少)		当期資金収支差額
		支払資金減少額の内訳	支払資金増加額の内訳		
				当期支出	当期収入
				当期資金収支差額	

事業活動収支計算書

右の縦の複線で示した部分が、それぞれ同じ金額になることは左頁の図と同じですね。では、何が違うのでしょうか？
そう！増減計算をしている対象が違います！

やはり家計に例えると、毎月の給料から生活費とローン金利を引いたものということになりますね。
借入金の返済は純資産の増減ではないのでP/Lには計上されません。

P/Lと同じように、「会計基準」は資金収支計算書についても、次のように内容を区分して記載することを求めています。

資金収支計算書の構造

支 出	経常活動による支出	経常活動による収入	収 入	各区分の収支差額を、各々「経常活動資金収支差額」、「施設整備等資金収支差額」、「財政活動資金収支差額」と呼んでいます。
	施設整備等による支出	施設整備等による収入		
	財政活動による支出	財政活動による収入		
	当期資金収支差額			

経常活動資金収支差額はおおむねP/Lの経常収支差額に対応しています。もちろんこの収支差額がプラスであることが大切です。

そして施設整備に伴う補助金・寄附金や固定資産の取得売却などを施設整備収支に計上し、借入金の増減などを財政活動収支に計上するので

P/Lと同じく、収支を区分することによって収支の状況がよりよくわかりますね。

4 . 財務管理

財務三表の見方は分かった。(ですよ？)

では、そのことを経営管理にどのように活かすことができるのでしょうか？ それが次の問題です。

ここでは「中期経営計画」、「年度経営計画」、そして「月次管理」に分けて考えてみます。

中期経営計画と財務管理

もともと「経営計画」は長期の計画として立案・策定されるべきものだと思います。しかし、変化の早い現在では2～3年の将来を見据えた「中期経営計画」が重視されています。この経営計画には、「理念(ミッション)」、「ヴィジョン」、それらを達成するための「戦略」と戦略を実現するための具体的「戦術(方針・施策)」、更に場合によって当年度の「年度経営計画」が盛り込まれます。

「財務」はこのような中で、「財務」自体の問題意識から発した「安定した純資産比率 %の財務体質」のような「ヴィジョン」の一部を提供する場合があります。しかし、多くの場合、中期経営計画で「財務」が力を発揮するのは、定められた「戦略」・「戦術」を実現する場合のような資金状況(主に資金収支計算書の役割ですね)、純資産増減状況(一般企業では「損益状況」と言います。そう、P/Lの役割ですね)、そして財務状況(もうお分かりですね。そうB/Sの役割です)になるのかを検討する手段として力を発揮するのです。

たとえ戦略が正しくとも、想定する施策を実行した場合にどうなるかのシミュレーションを行なう必要があります。そして、「この計画では資金が続かないぞ」(予想資金収支計算書。より綿密には現金預金をベースとした予想キャッシュ・フロー計算書)とか、「純資産が減りつづけるぞ」(予想P/L)とか、そして「極めて不健全な財務状況になるぞ」(予想B/S)などの事態が予想される場合には、具体的施策、あるいはその規模を変更し、実現可能なものに変更するのです。

経験と論理に裏打ちされた直感は、多くの場合正しい答えを出すことでしょう。しかし、本当にそうなのか。そのことを確かめるために「施策」を実行した場合、結果としてどうなるのかを、財務数値は提供しません。

「経営とは?」「管理とは?」。そのようなことも明確にする必要がありますが、「入門編」では触れません。

時代に対する「変化対応」こそが大切なので、中長期計画は意味がないと考える企業もあります。

会計は事業活動の「結果」を数値として表現しているに過ぎません。言わば「体力測定」・「血液検査」のようなものです。

B/Sは、一定時点の経営体の「体力」・「健康度」を示し、資金収支計算書は一定期間の「血流」とその改善度を示し、P/Lは一定期間の「体質」改善度を表しています。

年度計画と財務管理

3～5年の中期経営計画が定まると、その中期計画に沿って具体的な年度計画・年度目標が定まります。

財務面では、年度の資金収支予算・損益予算、そして結果としての想定年度末B/Sがあるでしょう。このように定められた年度計画があって初めて月次の管理が有効性を持つこととなります。

このなかで中核をなすのが資金収支予算です。というのも、P/Lの項目のほとんどは資金収支に含まれており、期中の収支が明確になると、期末のB/Sは自ずと決まってくるからです。

このようなことから「会計基準」では、財務三表のうち資金収支についてのみ予算を設定することを前提としています。

月次管理

月次の管理は、年度計画で定められた計画の進捗状況が主な内容になります。

財務に限定して言うなら、最も重視されるべきは「月次資金収支」です。月次の積み上げが年次になり、年次の積み上げが長期的目標の達成に繋がるから、「月次」が大切なのです。また、資金収支計算書に出てこなくてP/Lにだけ出てくる「減価償却費」等の項目は、月次で管理すべき項目というより、年次で管理すべき項目ですね。

これらのことから、「月次資金収支」が月次管理として大切なのです。

月次資金収支の管理に次いで大切なのは、資産・負債の増減・残高管理です。資産・負債の増減は資金収支（あるいはP/L）と表裏一体だということを考えると、月次の収支に注目するだけでなく、月次のB/S項目の増減を管理することの大切さにも納得されることと思います。

さて、このような月次資金収支管理、資産・負債の増減・残高管理のポイントはどのようなことでしょうか？

この「入門編」では詳細に記載する紙幅がありませんが、次の三つをポイントとして掲げておきます。

イ．タイムリーな月次決算を行なうこと

ロ．連月の管理をすべきこと

ハ．ドンブリ勘定を排除すべきこと

どうか月次の数字を、今後の法人経営に活かしてください。

その年度に行なうべき施策とその達成レベル。雇用計画・教育計画などですね。

「会計基準」の第2号-1様式では、「資金収支予算内訳表」が定められています。

左のような意味では、日次の活動こそが大切ですね。まったく、そのとおりです。そして、日次の結果を1ヶ月毎に振り返るのが月次管理です。

「連月」というのは、4月次から順に各月を横並びに比較せよ、ということです。このことによって、月次の異常値が明瞭になります。

「ドンブリ」はご飯とおかずが一緒になっています。これでは不味くっても、その原因がはっきりしません。

6 . 財務三表の様式と科目

1 . B / Sの様式

実際に作成するB / Sの様式は、「会計基準」の第5号様式に定められており、右の頁のような様式になっています。

今の段階ですべてを理解することは必要ではありませんが、一応「このような形式なのだ」と知っておくことは役に立ちます。また、今後の学習の過程において、「この項目はどんな科目でどこに表示するのだろうか」と疑問がわいてきたときには、右の頁のB / S様式が役に立つでしょう。また34頁以下のB / S科目の説明も役立つ筈です。

第5号様式(B / S)の特徴は、単に当年度末の金額を記載するだけでなく、前年度末金額と増減金額を併せて記載することです。このことは第1号様式(資金収支計算書)や第3号様式(P / L)についても同様で、資金収支計算書は予算金額と決算金額及びその差異金額を、またP / Lについては本年度金額と前年度金額及びその差異金額をそれぞれ記載することになっています。

また右の表では省略していますが、B / Sには、数字だけでは伝えられない社会福祉法人の実態を伝える重要な情報を「脚注」として記載することになっています。

注意 この「5 . 財務三表の様式と科目」は、今後の学習のための参考資料として扱ってください。今の段階では内容的に難し過ぎるのです。

「これが分からないから、会計に自信がなくなった」なんて、言わないでくださいね。

B / S等計算書類に計上される各項目を、会計では勘定科目と言います。

このあたりは、実務の中でおいおい分かってくることで、今はあまり気にする必要はありません。

「脚注」については、この入門編では取り扱いません。

貸借対照表

平成 年 月 日現在

第5号様式

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産				流動負債			
現金預金				短期運営資金借入金			
有価証券				未払金			
未収金				預り金			
貯蔵品				前受金			
立替金				仮受金			
前払金				引当金			
短期貸付金				その他の流動負債			
仮払金							
その他の流動資産							
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
建物				長期運営資金借入金			
土地				退職給与引当金			
基本財産特定預金				引当金			
その他の固定資産				負債の部合計			
建物				純 資 産 の 部			
構築物				基本金			
機械及び装置				基本金			
車輛運搬具				国庫補助金等特別積立金			
器具及び備品				その他の積立金			
土地				積立金			
建設仮勘定							
権利				次期繰越活動収支差額			
投資有価証券				次期繰越活動収支差額			
長期貸付金				(うち当期活動収支差額)			
公益事業会計元入金							
収益事業会計元入金							
措置施設繰越特定預金							
積立預金							
その他の固定資産				純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

脚注

- 1. 減価償却費の累計額 * * * 円
- 2. 徴収不能引当金の額 * * * 円

注記

- 1. 重要な会計方針
 - (1) 貯蔵品の評価方法 . . .
 - (2) . . .
- (以下省略)

2. 資金収支計算書の様式

「会計基準」の第1号様式に定められている資金収支計算書の様式は次のとおりです。この様式についても、今の段階では理解したり覚えたりする必要はありません。参考資料として扱ってください。

「フーン。こんな様式なのか」。それで結構です。

資金収支計算書

(自)平成 年 月 日(至)平成 月 月 日 第1号様式

勘定科目		予算	決算	差異	備考
經常活動による収支	収入	介護保険収入 利用料収入 措置費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 事業収入 經常経費補助金収入 寄附金収入 雑収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 經常収入計(1)			
	支出	人件費支出 事務費支出 事業費支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 經常支出計(2)			
	經常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				
	施設整備等による収支	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却収入 施設整備等収入計(4)			
支出	固定資産取得支出 元入金支出 施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
財務活動による収支	収入	借入金収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 その他の収入 財務収入計(7)			
	支出	借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 その他の支出 流動資産評価減等による資金減少額等 財務支出計(8)			
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
予備費(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)					

(注) 予備費の使用額は、当該科目に振替えて記載する。

3. P/L(事業活動収支計算書)の様式

「会計基準」の第3号様式に定められているP/Lの様式は次のとおりです。

この様式についても、あくまで参考資料です。

事業活動収支計算書

(自)平成 年 月 日(至)平成 月 月 日

第3号様式

勘定科目		本年度決算	前年度決算	増減
事業活動収支の部	収	介護保険収入		
		利用料収入		
		措置費収入		
		運営費収入		
		私的契約利用料収入		
		事業収入		
		経常経費補助金収入		
		寄附金収入		
		雑収入		
		借入金元金償還補助金収入		
引当金戻入				
国庫補助金等特別積立金取崩額				
	事業活動収入計(1)			
事業活動収支の部	支	人件費支出		
		事務費支出		
		事業費支出		
		減価償却費		
		徴収不能額		
	引当金繰入			
	事業活動支出計(2)			
	事業活動収支差額(3)=(1)-(2)			
事業活動外収支の部	収	借入金利息補助金収入		
		受取利息配当金収入		
		会計単位間繰入金収入		
		経理区分間繰入金収入		
	投資有価証券売却益(売却収入)			
	有価証券売却益(売却収入)			
	事業活動外収入計(4)			
事業活動外収支の部	支	借入金利息支出		
		経理区分間繰入金支出		
		投資有価証券売却損(売却原価)		
	有価証券売却損(売上原価)			
	資産評価損			
	事業活動外支出計(5)			
	事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)			
	経常収支差額(7)=(3)+(6)			
特別収支の部	収	施設整備等補助金収入		
		施設整備等寄附金収入		
		固定資産売却益(売却収入)		
		国庫補助金等特別積立金取崩額		
		特別収入計(8)		
特別収支の部	支	基本金組入額		
		国庫補助金等特別積立金積立額		
	固定資産売却損・処分損(売却原価)			
	特別支出計(9)			
	特別収支差額(10)=(8)-(9)			
	当期活動収支差額(11)=(7)+(10)			
		(次頁へ続く)		

繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額(12)			
	当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)			
	基本金取崩額(14)			
	基本金組入額(15)			
	その他の積立金取崩額(16) その他の積立金積立額(17)			
	次期繰越活動収支差額(18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)			

脚注

積立金取崩額のうち、円は、の支出に充てるために、積立金の目的外取崩額である。

4. 資金収支とP/L、様式の対比

第1号様式と第3号様式。よく似ていますね。そこで以下に第1号様式と第3号様式の対比を示します。

それぞれ他の様式に記載されない科目については □ (枠) で囲み、記載場所が異なる科目には ■ (網掛け) をしたうえで、他の様式では、この部分に記載されているかを斜体で記載してあります。

第1号様式 資金収支計算書		第3号様式 事業活動収支計算書(P/L)	
經常活動による収	収入	事業活動収入の部	収入
	支出	事業活動支出の部	支出
			事業活動外収入の部
			事業活動外支出の部
	經常収入計(1)		事業活動外収入計(4)
	經常支出計(2)		事業活動外支出計(5)
			事業活動収支差額(3)=(1)-(2)
			事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)

	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		経常収支差額(7)=(3)+(6)	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却収入	特別収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却益(売却収入) 国庫補助金等特別積立金取崩額
		施設整備等収入計(4)		特別収入計(8)
	支出	固定資産取得支出 元入金支出	支の部	基本金組入額 固定資産売却損・処分損(売却原価) 国庫補助金等特別積立金積立額
		施設整備等支出計(5)		特別支出計(9)
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		特別収支差額(10)=(8)-(9)		
財務活動による収支	収入	借入金収入 投資有価証券売却収入 事業活動外収入 借入金元金償還補助金収入 事業活動収入 積立預金取崩収入 その他の収入	当期活動収支差額(11)=(7)+(10)	
		財務収入計(7)		
	支出	借入金元金償還金支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 その他の支出 流動資産評価減等による資金減少額等		
		財務支出計(8)		
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額(12)	当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)
予備費(10)			基本金取崩額(14)	基本金組入額(15)
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			その他の積立金取崩額(16)	その他の積立金積立額(17)
前期末支払資金残高(12)				
当期末支払資金残高(11)+(12)			次期繰越活動収支差額(18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)	

20頁で書きましたように、二つの収支計算書は同じ部分が結構多いのです。

しかし資金収支計算書には出てくるけれどもP/Lには出てこない収支もあれば、逆にP/Lにのみ出てきて資金収支計算書には出てこない収支もあるので、その内容は必ずしも一致しません。

その上、上の表に見ますように、「会計基準」で定められた様式では、記載順序も異なる科目があるために、余計に難しく感じるので。

どのような収支が異なっていたのでしょうか？

上の表では□(枠)で囲んだ部分ですね。記載順序が異なる科目は、上の表で網掛けしてある科目です。

5. B/S科目の説明

以下に第5号様式の科目の説明を示します(「会計基準」別表3の要約です)。中科目が一つだけで大科目と同じものについては、中科目を省略しています。

なお、以下の説明を初めからすべて読む必要はありません。必要に応じて参照してください。「だんだんと、理解できて行く」。それでイイのです。

何もかもを、一度に理解したり覚えたりしなくては・・・と思うと、勉強がイヤになってしまいます。

〔大区分〕 中区分	説明
<資産の部>	
〔流動資産〕	
現金預金	現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等)及び、預貯金(当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等)
有価証券	市場性のある有価証券で一時的に所有するもの
未収金	事業活動等に伴う収入のうち未回収の債権額
貯蔵品	消耗品等で未使用の物品
立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額
前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額
短期貸付金	貸付期間が1年以内の金銭の貸付債権
仮払金	処理すべき科目・金額が確定しない場合の支出を一時的に処理する科目
その他の流動資産	以上のいずれの勘定科目にも属さない流動資産
〔固定資産〕	
(基本財産)	定款において基本財産と定められたもの
建物	建物附属設備を含む
土地	
基本財産特定預金	法人が基本財産と定めた現金預金等
(その他の固定資産)	基本財産以外の固定資産
建物	建物附属設備を含む
構築物	建物以外の土地に固着している建造物
機械及び装置	
車輜運搬具	バス、乗用車、入浴車等
器具及び備品	取得価額が10万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る
土地	
建設仮勘定	建設又は製作中の固定資産にかかわる支出額
権利	無形の法律上又は契約上の権利
投資有価証券	長期的に所有する有価証券で流動資産に属さないもの
長期貸付金	貸付期間が1年を超える金銭の貸付債権
公益事業会計元入金	新規に公益事業を開始するため、あるいは拡大するために拠出した金額
収益事業会計元入金	新規に収益事業を開始するため、あるいは拡大するために拠出した金額
措置施設繰越特定預金	措置施設において将来の支出に充てるため繰り越された現金預金等
積立預金	将来における特定の目的のために積立てた現金預金等
その他の固定資産	積立預金の目的を示す科目で記載 以上のいずれの勘定科目にも属さない資産
<負債の部>	
〔流動負債〕	
短期運営資金借入金	借入期間が1年以内の経常経費に係る借入債務
未払金	事業活動等に伴う費用等の未払債務
預り金	各種の一時的な預り金額
前受金	物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額
仮受金	処理すべき科目・金額が確定しない場合の収入を一時的に処理する科目

引当金 その他の流動負債 〔固定負債〕 設備資金借入金 長期運営資金借入金 退職給与引当金 引当金	会計基準第29条に規定する引当金 引当金の内容を示す科目で記載 以上のいずれの勘定科目にも属さない流動負債 借入期間が1年を超える施設整備等に係る借入債務 借入期間が1年を超える経常経費に係る借入債務 会計基準第28条に規定する退職給与引当金 会計基準第29条に規定する引当金 引当金の内容を示す科目で記載
<純資産の部>	
〔基本金〕 基本金 〔国庫補助金等特別積立金〕 国庫補助金等特別積立金 〔その他の積立金〕 積立金 〔次期繰越活動収支差額〕 次期繰越活動収支差額	会計基準第31条各号に規定された基本金 会計基準第33条に規定された国庫補助金等特別積立金 会計基準第35条に規定されたその他の積立金 積立目的を示す科目で記載 事業活動収支計算書に計上された次期繰越活動収支差額

6. 資金収支とP/L、科目の説明

以下に第1号様式と第3号様式の科目の説明を示します。

「 」印は資金収支計算書とP/Lの両者共通科目、「資金」は資金収支計算書単独科目、「P/L」はP/L単独科目です。科目の配列順は資金収支計算書を優先しています。また中科目が一つだけで大科目と同じものについては、中科目を省略しています。

「会計基準」別表1
と別表2の要約です。
初めから以下の説明をすべて読む必要はありません。参照のための資料として扱ってください。

区分	[大区分] 中区分	説明
	1. 収入の部	
	[介護保険収入]	介護保険制度に基づく報酬等
	[利用料収入]	
	利用料収入	利用者からの利用料(代理受領を含む)による収入(利用者負担金を除く)
	利用者負担金収入	契約に伴う施設利用料のうち、利用者本人の負担による収入
	[措置費収入]	
	事務費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費にかかる収入
	事業費収入	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入
	[運営費収入]	保育所等における保育の実施等に関する運営費収入
	[私的契約利用料収入]	措置施設等における私的契約に基づく利用収入
	[事業収入]	事業の内容を示す科目で記載
	[経常経費補助金収入]	経常経費に係る地方公共団体からの補助金収入
	[寄附金収入]	経常経費に対する寄附金品
	[雑収入]	経常経費による収入で他のいずれの収入科目にも属さない収入
	[借入金利息補助金収入]	設備資金借入金利息に係る地方公共団体からの補助金収入
	[受取利息配当金収入]	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入
	[会計単位間繰入金収入]	
	公益事業会計繰入金収入	}各事業会計からの繰入金収入
	収益事業会計繰入金収入	
	[経理区分間繰入金収入]	社会福祉事業会計内における他の経理区分からの繰入金収入
P/L	[引当金戻入]	
P/L	徴収不能引当金戻入	}各引当金の戻入額
P/L	退職給与引当金戻入	
P/L	引当金戻入	

P/L	[国庫補助金等特別積立金取崩額]	会計基準第 34 条に規定された国庫補助金等特別積立金の取崩額
資金	[施設整備等補助金収入]	}施設・設備の整備にかかる地方公共団体等からの補助金収入
資金	施設整備補助金収入	
資金	設備整備補助金収入	}施設・設備の整備にかかる寄附金
資金	[施設整備等寄附金収入]	
資金	施設整備等寄附金収入	}施設・設備の整備にかかる借入金の償還にかかる寄附金
資金	施設整備等借入金償還寄附金収入	
資金	[固定資産売却収入]	}各資産の売却による収入
資金	器具及び備品売却収入	
資金	車輛運搬具売却収入	売却した資産等の内容を示す科目で記載
資金	売却収入	
P/L	[固定資産売却益(売却収入)]	}各資産を売却した場合の売却益 売却収入・売却原価の両建も可 売却資産の名称等売却の内容を示す科目で記載
P/L	器具及び備品売却益(売却収入)	
P/L	車輛運搬具売却益(売却収入)	
P/L	売却益(売却収入)	
資金	[借入金収入]	設備資金借入金の受入額
資金	設備資金借入金収入	
資金	長期運営資金借入金収入	長期運営資金借入金の受入額
資金	[投資有価証券売却収入]	売却した投資有価証券の売却収入総額
P/L	[投資有価証券売却益(売却収入)]	投資有価証券の売却益 売却収入・売却原価の両建も可
資金	[借入金元金償還補助金収入]	設備資金借入金償還金にかかる地方公共団体からの補助金収入
資金	[積立預金取崩収入]	積立預金の取崩しによる収入 積立預金の目的等を示す科目で記載
資金	積立預金取崩収入	
資金	[その他の収入]	長期貸付金の回収収入 財務活動による収入で他のいずれの収入科目にも属さない収入
資金	長期貸付金回収収入	
資金	収入	

2. 支出の部

[人件費支出]	役員報酬	役員に支払う報酬、諸手当
	職員俸給	常勤職員に支払う俸給
	職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当
	非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与
	退職金	法人の職員退職給与制度による退職給与として支払う金額
	退職共済掛金	法人が加入している退職共済制度に基づいて法人が負担する掛金
	法定福利費	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用
[事務費支出]	福利厚生費	本部及び施設の運営事務に要する人件費以外の費用
	役職員の健康診断その他福利厚生のための費用	
	旅費交通費	業務に係る役職員の出張旅費及び交通費
	研修費	役職員に対する教育訓練に直接要した費用
	消耗品費	事務に必要な用紙、文房具等の消耗品のうち、固定資産の購入に該当しない消費額
	器具什器費	事務に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額
	印刷製本費	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本代
	水道光熱費	事務用の電気、ガス、水道等の使用料
	燃料費	事務用の灯油、重油等の燃料費及び自動車用燃料費
	修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用。資本的支出を含まない
	通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用
	会議費	会議時における茶菓子代、食事代等
	広報費	法人の広告料、パンフレット作成費等の諸費用
	業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く)など業務の一部を他に委託するための費用
	手数料	役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のもの
	損害保険料	建物、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料
	賃借料	事務に必要な器具及び備品、会場等の賃料
	租税公課	法人が負担する租税公課
	費	費用の内容を示す科目で記載
	雑費	事務費のうち他のいずれにも属さない費用
[事業費支出]	利用者の処遇に直接要する費用	
	給食費	食材及び食品の費用(給食業務を外委託している施設にあっては、材料費を計上する)
	保健衛生費	施設内医療用医薬品等の購入費及び利用者の健康診断実施、施設内消毒等に要する費用
	被服費	利用者の衣類、寝具等を購入するための費用
	教養娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の設備購入及び行楽演芸会等の費用

	日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 教育指導費 就職支度費 医療費 葬祭費 費 雑費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品の費用 保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用 利用者に小遣いその他の経費として現金支給した額 利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料 利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費 利用者処遇に直接使用する消耗品のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額 利用者処遇に直接使用する器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額 利用者が利用する器具及び備品等の賃料 利用者に対する教育訓練に直接要した費用 児童等の就職に際しに必要な被服寝具類の購入に要した費用 利用者が傷病のために医療機関等で診療等をうけた場合の診療報酬等 利用者が死亡した場合の葬祭に要した費用 費用の内容を示す科目で記載 事業費のうち他のいずれにも属さない費用
P/L	[減価償却費]	会計基準第 26 条による減価償却の額
P/L	[引当金繰入]	
P/L	退職給与引当金繰入	} 会計基準第 28・27 条により各引当金に繰入れる額
P/L	徴収不能引当金繰入	
P/L	引当金繰入	
	[借入金利息支出]	会計基準第 29 条によりその他の引当金に繰入れる額 具体的な内容を示す科目で記載
	[経理区分間繰入金支出]	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息
P/L	[投資有価証券売却損(売却原価)]	社会福祉事業会計における他の経理区分への繰入金支出
P/L	[基本金組入額]	投資有価証券の売却損 売却収入・売却原価の両建も可
資金	[固定資産取得支出]	会計基準第 31 条第 1～3 項に規定された基本金の組入れ額
資金	建物取得支出	} 各資産を取得するための支出
資金	車輛運搬具取得支出	
資金	取得支出	取得資産等の内容を示す科目で記載
P/L	[固定資産売却損・処分損(売却原価)]	
P/L	器具及び備品売却損・処分損(売却原価)	} 各資産の売却損又は処分損 売却原価と売却収入の両建も可
P/L	車両運搬具売却損・処分損(売却原価)	
P/L	売却損・処分損(売却原価)	
P/L	[国庫補助金等特別積立金積立額]	売却又は処分した資産の名称等、売却損又は処分損の内容を示す科目で記載
資金	[元入金支出]	会計基準第 33 条に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額
資金	公益事業会計元入金支出	} 本部経理区分から各事業会計に対する元入金の繰入支出
資金	収益事業会計元入金支出	
資金	[借入金元金償還金支出]	
資金	設備資金借入金償還金支出	} 各借入金の元金償還額
資金	長期運営資金借入金償還金支出	
資金	[投資有価証券取得支出]	投資有価証券を取得するための支出
資金	[積立預金積立支出]	
資金	積立預金積立支出	積立預金への積立てによる支出 積立預金の目的を示す科目で記載
資金	[その他の支出]	
資金	長期貸付金支出	長期貸付金の支出
資金	支出	支出の内容を示す科目で記載
資金	[流動資産評価減等による資金減少額等]	
P/L	[徴収不能額]	
資金	徴収不能額	金銭債権のうち徴収不能として処理した額
資金	有価証券売却益	} 有価証券の売却益(又は損) = (売却による入金額 - 有価証券の原価)
資金	有価証券売却損	
P/L	[有価証券売却益(売却収入)]	} 有価証券の売却益(又は損) 売却収入・売却原価の両建も可
P/L	[有価証券売却損(売却原価)]	
P/L	[資産評価損]	
	有価証券評価損	流動資産の会計基準第 25 条に規定された評価損
	評価損	具体的な内容を示す科目で記載
	3. 繰越活動収支差額の部	
P/L	[基本金取崩額]	会計基準第 32 条に規定された基本金の取崩額
P/L	[基本金組入額]	会計基準第 31 条第 4 項に規定された基本金の組入れ額
P/L	[その他の積立金取崩額]	会計基準第 35 条第 3～4 項に規定されたその他の積立金の取崩額
P/L	[その他の積立金積立額]	会計基準第 35 条第 1 項に規定されたその他の積立金の積立額